



発行 新潟県  
**第 79 号**  
 令和7年10月7日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 913 県税の納期限等の延長に係る期限指定（税務課）
- 914 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 915 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 916 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 917 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 918 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 919 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 920 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 921 道路の区域変更（道路管理課）
- 922 道路の区域変更（道路管理課）
- 923 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

公安委員会告示

- 119 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 120 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第913号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和6年1月新潟県告示第88号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税並びに産業廃棄物税に係るものに限る。）について、令和7年10月31日とする。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

## ◎新潟県告示第914号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
げんき薬局 浦川原店	上越市浦川原区有島66	精神通院医療	令和7年9月1日
すがいやつきよく諏訪町店	新発田市諏訪町3-4-6	精神通院医療	令和7年10月1日

## ◎新潟県告示第915号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
ウエルシア薬局上越大潟店	上越市大潟区下小船津浜1165-16	精神通院医療	令和7年10月1日
あらまち調剤薬局	三条市荒町2-1-40	精神通院医療	令和7年10月1日
くしがた調剤薬局	胎内市表町6番17-6	精神通院医療	令和7年10月1日
アイン薬局村上新町店	村上市新町6番52号	精神通院医療	令和7年10月1日
すみれ薬局 下門前店	上越市上源入641-1	精神通院医療	令和7年10月1日

## ◎新潟県告示第916号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	精神通院医療	令和7年8月31日
上町薬局	妙高市上町2番10号	精神通院医療	令和7年9月22日

## ◎新潟県告示第917号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
げんき薬局 浦川原店	上越市浦川原区有島66	育成医療・更生医療	令和7年9月1日
すがいやつきよく 諏訪町店	新発田市諏訪町3-4-6	育成医療・更生医療	令和7年10月1日
小千谷訪問看護ステーション ひまわり	小千谷市大字平沢新田111番地	育成医療・更生医療	令和7年10月1日

#### ◎新潟県告示第918号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団 塚野目診療所	三条市塚野目2-9-54	更生医療	令和7年10月1日
すみれ薬局 下門前店	上越市上源入641-1	育成医療・更生医療	令和7年10月1日
有限会社 金谷雄三薬局	上越市中央1-24-7	育成医療・更生医療	令和7年10月1日
いちご薬局下門前	上越市下門前1847番地	育成医療・更生医療	令和7年10月1日

#### ◎新潟県告示第919号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66	育成医療・更生医療	令和7年8月31日

#### ◎新潟県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年10月7日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
大江中流部	農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業	長岡市 見附市	令和7年4月30日

#### ◎新潟県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市岩ヶ崎658番1から	新	25.1～44.5メートル	92.9メートル
同市岩ヶ崎666番1まで	旧	25.1～40.6メートル	92.9メートル

◎新潟県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 459号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町日出谷字中村甲3732番3から	新	9.1～20.2メートル	118.1メートル
同郡同町日出谷字八郎地甲4052番3まで	旧	6.9～10.4メートル	118.3メートル

◎新潟県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 459号
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町日出谷字中村甲3732番3から同郡同町日出谷字八郎地甲4052番3まで
- 3 供用開始の期日 令和7年10月7日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ウオロクくびき店  
所在地 上越市頸城区下吉字本田85-9 外  
設置者 株式会社ウオロクホールディングス 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和7年5月2日
- 3 意見の概要  
(1) 上越市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和7年10月7日から令和7年11月7日まで

## 病院局公告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月7日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

- 1 調達物品及び数量  
ベッドサイド情報端末システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立中央病院  
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法  
購入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和7年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所  
クロスウィルメディカル株式会社  
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22
- 7 落札価格  
182,120,000円
- 8 入札公告日  
令和7年7月25日
- 9 落札方式  
最低価格

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第119号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講

習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和7年10月7日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和7年11月10日（月）から同月19日（水）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和7年10月23日（木）及び同月24日（金）の各日の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和7年11月4日（火）及び同月5日（水）の各日の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）

---

### ◎新潟県公安委員会告示第120号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和7年10月7日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和7年11月13日（木）から同月19日（水）までの5日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（初日にあつては、午後1時から午後5時まで）

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修

了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

令和7年10月27日（月）及び同月28日（火）の各日の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 提出期間

令和7年11月5日（水）及び同月6日（木）の各日の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

#### ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)